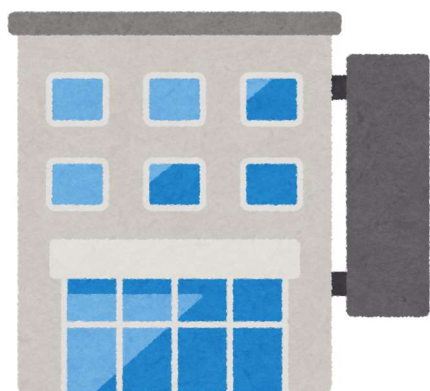


看板等の現地訪問調査 に関するご案内

この訪問調査は **世田谷区** が実施する事業です。



看板等の現地訪問調査の目的

看板や日よけ等は、まちの景観を構成する重要な要素であり、良好な景観を維持するためにも、法令等を守って設置していただくことが重要です。道路上に看板等を設置する場合、看板等の所有者は道路占用許可基準（出幅、高さ等）に沿って計画し、設置前に許可申請を行う必要があります。

これらの看板等が適正に設置・管理されなければ、落下や倒壊等により、重大な事故を引き起こす恐れがあります。そのため、良好な景観の維持や誰もが安全で快適に道路を利用することができる環境を整えることを目的とし、看板等の現地訪問調査を実施致します。

看板等の所有者様におかれましては、調査へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(裏面もあります)

区公式ホームページにて、「看板等の現地訪問調査」の詳細内容を掲載しております。

各検索サイトにて **世田谷区 20681** と ご入力頂くか、
こちらの2次元コードを読み込んで頂くと、ご覧頂くことが可能です。



発注者

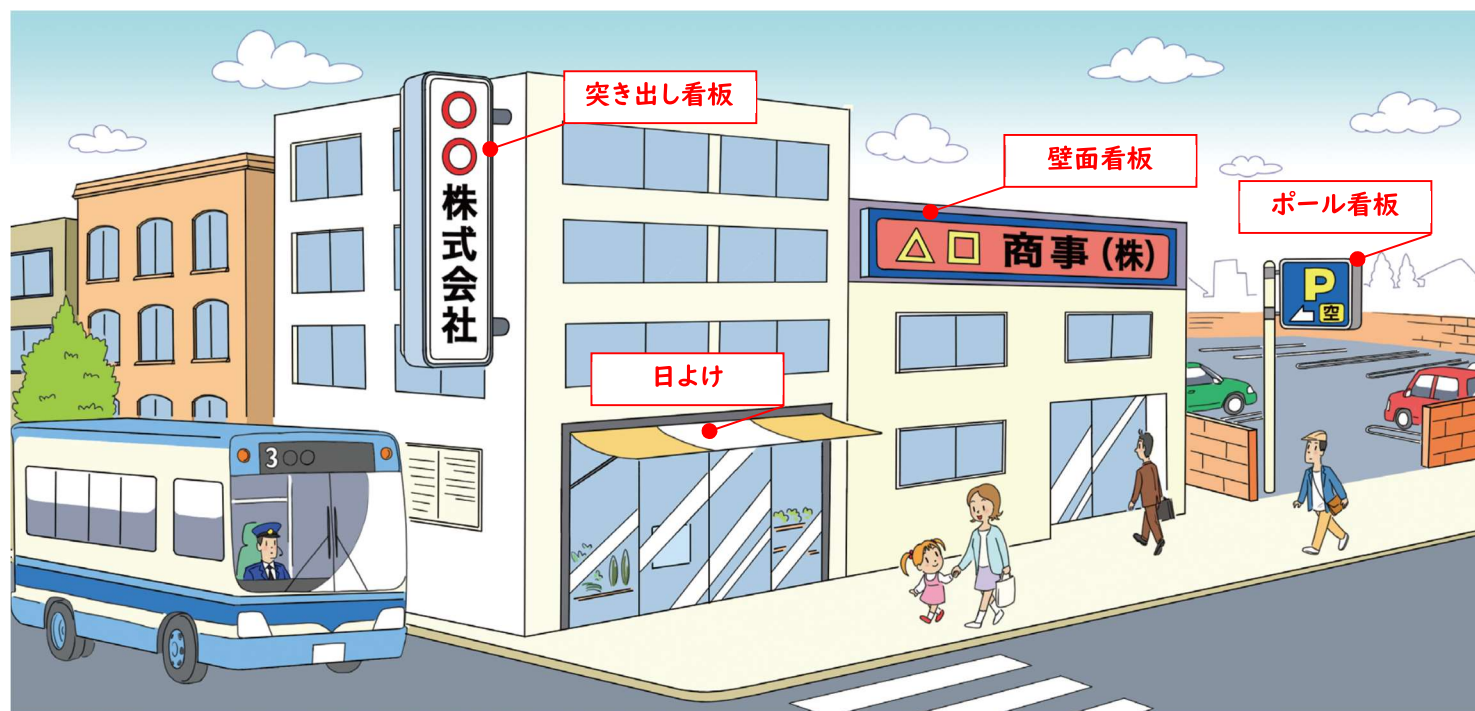
世田谷区 土木部 土木計画調整課 道路監察担当
TEL:03-6432-7958 FAX:03-6432-7993

受託者

YACHIHO 株式会社ヤチホ

連絡先：03-5227-3501
担当者：吉岡・大泉

「看板等」とは、主に下図に示しているものが該当致します。



看板等の現地訪問調査の実施概要

調査対象地域

(1) 区内全域を対象とする調査

道路上の安全性を確保するため、経年劣化等により、安全性への懸念がある看板等について、看板等の所有者様への個別訪問による内容説明を行わせていただきます。

(2) 世田谷地域のみを対象とする調査

令和 5 年度に実施した看板調査の結果に基づき、看板等の所有者様への個別訪問による道路占用許可申請等の諸手続きに関する内容説明を行わせていただきます。

調査実施期間

令和 7 年 8 月下旬 から 令和 8 年 1 月下旬（予定）

看板等を道路上空に設置している場合に確認して頂きたいこと

- 道路上に看板等を設置する場合、看板等の所有者は道路占用許可基準（出幅、高さ等）に沿って計画し、設置前に道路占用許可申請を行う必要があります。
- 道路上に突き出している看板等の面積に応じて、占用料が必要となる場合があります。（減免規定あり）
- 看板等の設置場所や内容によっては「東京都屋外広告物条例」に基づく許可が必要となる場合があります。
- 許可なく道路上を占用すると1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。
- 道路占用許可を得ず道路上に看板等を設置している場合は、世田谷区までご連絡ください。
（道路占用許可の手続きについて、ご説明させていただきます。）

「より住みやすく歩いて楽しいまち」の実現を目指して
看板等の安全性向上と道路管理の適正化に取り組みます。